

実習施設名：障害者支援施設〇〇	施設種別：障害者支援施設	作成メンバー：	作成日：202__年__月__日
-----------------	--------------	---------	------------------

ソーシャルワーク実習教育に含むべき事項 (国通知)	達成目標 (評価ガイドライン) ※各達成目標の具体例は行動目標を参照	当該実習施設における実習の実施方法および展開					指導上の留意点
		学生に求める事前学習	具体的実習内容				
			SW実践の場の理解に関する内容	SWrの理解に関する内容	SW実践の理解に関する内容	SW実践の理解に関する内容 (発展的)	
① 利用者やその関係者 (家族・親族、友人等)、施設・事業者・機関・団体、住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや円滑な人間関係の形成	(1) クライアント等と人間関係を形成するための基本的なコミュニケーションをとることができる	・施設HPの閲覧 ・障がい特性 (知的障害、発達障害) について調べる	①施設の成り立ちやどのような人々を対象としている施設なのか、説明を受ける ②施設が提供するサービスについて説明を受ける ③利用者との日常会話をし、話を聞く	①職員が利用者とは話している様子を観察する ②職員が利用者やジェスチャー等の非言語コミュニケーションを用いて関わっている様子を観察する	①利用者や保護者、施設職員、関係機関、ボランティア、地域住民等に、自ら挨拶、自己紹介をする ②利用者との会話を展開させるために、自ら質問するなど、話題を提供する ③実習指導者に1日の出来事を報告する	①相手の話の意図をくみ取り、気持ちを想像しながら会話を話す ②必要に応じて、時と場所を考慮して、職員に相談をする	・実習生も施設職員の一員であることを伝える ・実習の初期段階は、実習生の特性に応じて利用者との関わり場面を実習指導者がサポートする  ・施設パンフレット ・施設利用マニュアル
② 利用者やその関係者 (家族・親族、友人等) との援助関係の形成	(2) クライアント等との援助関係を形成することができる	・傾聴の姿勢について調べる ・バイステックの7原則を確認する	①生活場面面接と構造化面接の特徴と施設での日常的な職員と利用者との会話の目的について説明を受ける	①職員による利用者との面接を観察する ②職員が利用者や生活場面面接や構造化面接を行っている様子や利用者に関わっている様子を観察して、マイクロカウンセリングの技法に基づく言動を実習記録に記す	①かかわり技法 (視線、表情等) を使い、意図を持って利用者とは話を ②基本的傾聴技法 (言い換え、閉ざされた質問、開かれた質問等) を使い、意図をもって利用者とは話を ③利用者の非言語の表出を観察し、その意味を考える	①実習生自身の対象者とのかかわりを、バイステックの7原則を自己評価し、自己理解を深める	・実習生が職員の様子を観察することで利用者が不快な思いをしないよう配慮する ・技法について実習生の理解度を確認しながら指導をする  ・ケース記録
③ 利用者や地域の状況を理解し、その生活上の課題 (ニーズ) の把握、支援計画の作成と実施および評価	(3) クライアント、グループ、地域住民等のアセスメントを実施し、ニーズを明確にすることができる  (4) 地域アセスメントを実施し、地域の課題や問題解決に向けた目標を設定することができる  (5) 各種計画の様式を使用して計画を作成・策定および実施することができる  (6) 各種計画の実施をモニタリングおよび評価することができる	・アセスメントからモニタリングまでのプロセスを確認する ・障害者総合支援法の概要を確認する ・サービス管理責任者の役割、資格要件について調べる	①サービス管理責任者の役割等について、事前学習の内容を実習指導者に報告する ②障害者総合支援法について説明を受ける (サービス管理責任者の役割・障害区分とサービス・職員配置等)	①サービス管理責任者から個別支援計画立案の留意点について説明を受ける ②ケース記録等、過去の資料を閲覧する ③個別支援計画作成の担当者会議に同席し、参加者の役割を観察し、個別支援計画作成のプロセスを踏まえ、施設指定の会議録を作成する	①対象者について、施設内での様子や交友関係を職員から聞き取る ②利用者とのアセスメント面接を行う ③収集した情報を基にエコマップ、ジェノグラムを作成する ④公共交通機関や社会資源等を把握するためにフィールドワークを行う ⑤アセスメント結果から利用者のニーズとストレングスを考え、実習指導者に報告する ⑥個別支援計画を作成して実習指導者に報告する ⑦個別支援計画を実施しモニタリングおよび評価を行う	①対象者にあつた面接方法を探すために複数回アセスメント面接を実施する ②収集した情報をアセスメント16項目に基づいて整理し、分析する ③モニタリング内容を踏まえ、個別支援計画を修正する	・対象者の選定は実習生と利用者の特性を配慮した上で行う ・対象者について多職員へ聞き取りを行う場合は、伝える内容に配慮し、実習生が自ら考えられるようにする  ・ケース記録 ・フェイスシート ・アセスメントシート ・個別支援計画 ・モニタリング表 ・個別支援計画作成時の会議録

④	利用者やその関係者（家族・親族、友人等）への権利擁護活動とその評価	(7) クライエントの権利擁護およびエンパワメントを含む実践を行い、評価することができる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者権利条約、障害者虐待防止法、障害者差別解消法の概要を調べる</li> <li>・合理的配慮、ノーマライゼーション、アドボカシーの意味を調べる</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>①施設で取り組んでいる合理的配慮と権利擁護の取り組み事例の説明を受ける</li> <li>②虐待防止委員会の設置義務や委員会での説明を受ける</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>①職員の利用者とのかわりから権利擁護に基づき行動を実習記録に記す</li> <li>②自己決定の支援プロセス（意思形成支援、意思表示支援）について説明を受ける</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>①利用者に合った合理的配慮を考える</li> <li>②利用者と権利擁護を意識したかわりをする（言葉遣い等）</li> <li>③虐待防止委員会に参加し、その時の課題について自分の意見を述べる</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>①実習生自身で考えた合理的配慮の取り組みを実施する</li> <li>②利用者が自己決定する場面において、より自己決定がしやすくなるよう工夫して支援し、実習指導者と評価を行う</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員と利用者の家族の会話場面に実習生が同席する同意を得る</li> <li>・法人の虐待防止規定</li> <li>・施設の行動規範</li> <li>・個別支援計画</li> </ul>
⑤	多職種連携およびチームアプローチの実践的理解	<p>(8) 実習施設・機関等の各職種の機能と役割を説明することができる</p> <p>(9) 実習施設・機関等と関係する社会資源の機能と役割を説明することができる</p> <p>(10) 地域住民、関係者、関係機関等と連携・協働することができる</p> <p>(11) 各種会議を企画・運営することができる</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者総合支援法の概要（障害支援区分、サービスの支給決定、療育手帳）を調べる。</li> <li>・関係機関（相談支援事業所、移動支援事業所、GH、SS等）や関係職種（サービス管理責任者、相談支援専門員等）について調べる。</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>①施設内の各職種について説明を受ける（施設長、サービス管理責任者、フロアチーフ、栄養士、目標工賃達成職員、作業補助職員等）</li> <li>②障害者総合支援法についての事前学習の内容を報告する</li> <li>③関係機関（嘱託医、相談支援事業所、移動支援事業所等）について、事前学習の内容を実習指導者に報告し、役割や連携について説明を受ける</li> <li>④法人内のGHやSSの世話人から業務内容の説明を受ける</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>①実習指導者その他の職員が情報共有している場を観察する</li> <li>②各職員が担う役割について、業務等を職員に聞き取り、実習記録に記す</li> <li>③職員会議等に同席し、そこでの実習指導者の役割を観察し、実習記録に記す</li> <li>④関係機関や家族との電話連絡場面に同席し、職員が何に配慮しているかを観察し、実習記録に記す</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>①チームの一員として、職員から利用者支援について意見を求められたときに、自分の意見を伝える</li> <li>②実習生自身で職場の情報共有文書を作成する</li> <li>③支援者会議やフロア会議に参加し、会議録を作成し、実習指導者に報告する</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>①実習指導者や他の職員への報告方法やタイミングが適切であったか、実習指導者と検討する</li> <li>②実習生自身が施設内での支援会議の内容について、実習指導者と一緒に会議の企画を行う</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関（嘱託医、相談支援事業所等）に実習生が支援者会議等に参加することの同意を得る</li> <li>・施設職員役割分担表</li> <li>・各会議録</li> </ul>
⑥	当該実習先が地域社会の中で果たす役割の理解および具体的な地域社会への働きかけ	<p>(12) 地域社会における実習施設・機関等の役割を説明することができる</p> <p>(13) 地域住民や団体、施設、機関等に働きかけることができる</p>	対象地域の地域特性、人口動態、社会資源について調べる	<ol style="list-style-type: none"> <li>①施設が町内会や市営住宅から請け負っている作業内容の説明を受ける</li> <li>②地域ボランティアの受入れの概況（人数、頻度、役割等）について説明を受ける</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>①町内会等から請け負っている作業に同行し、職員が地域住民とどのように関わっているかを観察する</li> <li>②地域ボランティアと利用者の関わりに介入する職員の様子を観察し、職員の役割を考え、実習記録に記す</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>①委託作業などの打ち合わせ内容について報告書を作成し、実習指導者に報告する</li> <li>②地域ボランティアと会話をし、今後の課題を考察し、実習記録に記す</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>①地域ボランティア受け入れに関する課題解決に向けた取り組みを企画する</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内会等との打ち合わせに実習生が同席することの同意を得る</li> <li>・地域ボランティアとの会話では必要に応じて実習指導者も同席する</li> <li>・請負作業の単価表など</li> <li>・ボランティア受入れに関連する資料など</li> </ul>

⑦	地域における分野横断的・業種横断的な関係形成と社会資源の活用・調整・開発に関する理解	(14) 地域における分野横断的・業種横断的な社会資源について説明し、問題解決への活用や新たな開発を検討することができる	・法人HP閲覧(施設見学会案内等)	①他法人や専門学校との合同研修の内容と実績の説明を受ける ②職員が社会福祉士養成校等の学校に出向き、後進の育成のために行っている活動について説明を受ける	①他法人等との合同研修に向けた打合せや、施設見学に同席し、職員の様子を観察し、職員の役割を考え、実習記録に記す	①合同研修に向けた打合せおよび合同研修に参加する ②施設職員と取引先との連携を考察し、課題・解決に向けた自分の意見を実習指導者に報告する	①施設で行う後進育成、施設見学の企画を考え、実習を行う	・取引先等に実習生が同席することの同意を得る ・合同研修で使用する講義資料等の資料 ・各企画書
⑧	施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実際(チームマネジメントや人材管理の理解を含む)	(15) 実習施設・機関等の経営理念や戦略を分析に基づいて説明することができる  (16) 実習施設・機関等の法的根拠、財政、運営方法等を説明することができる	・法人HP閲覧(法人理念・定款・財務諸表) ・障害者総合支援法の概要	①社会福祉法人の法的根拠と役割について説明を受ける ②施設運営(財務・労務・人材・施設管理等)について説明を受ける ③施設の危機管理(感染症対策、業務マニュアル、苦情解決等)について説明を受ける	①社会福祉法人に期待される役割、そこでの社会福祉士の役割をまとめ、実習記録に記す ②施設内の間接支援業務(職員育成等)の中で、実習指導者が担っている業務を抽出し、役割や機能について実習記録に記す	①社会福祉法人として公益性、透明性を意識した施設内の取り組みを抽出して実習指導者に報告をする ②施設で作成している職員の業務マニュアルを基に、施設内の危機管理につながる取り組みを自ら実践する	①施設で作成している職員業務マニュアルについて、課題を抽出し、改善点等について管理者と意見交換する ②事業所の特色、強み、課題を評価し、管理者との意見交換を行う	・実習生の特性、実習所属フロアに応じて、分かりやすい内容から進める  ・法人だより ・施設運営規定 ・業務マニュアル等 ・施設職員役割分担表
⑨	社会福祉士としての職業倫理と組織の一員としての役割と責任の理解	(17) 実習施設・機関等における社会福祉士の倫理に基づいた実践およびジレンマの解決を適切に行うことができる  (18) 実習施設・機関等の規則等について説明することができる	・④の事前学習と共通	①法人の就業規則(服務規程、個人情報保護規定等)を読み、説明を受ける ②秘密保持のための取り組み(文書、メール等の取扱い方)について説明を受ける	①実習指導者のタイムスタディを行い、倫理綱領に基づいた行動を抽出し、記録する ②法人の就業規則を読んだ上で、職員の立ち振る舞い等を観察し、実習指導者に報告する	①施設でのジレンマ事例について、倫理綱領に基づいた行動を観察し、実習指導者と意見交換する ②実習中に作成した文書や課題、資料等を必要な物と不要な物に分け、不要な物はシュレッダーで破棄する	①実習中に感じたジレンマを抽出し、どこにジレンマが生じているのか、どのように感じているのか等を実習指導者に説明する ②倫理綱領に基づいた行動を観察し、実習指導者と一緒にジレンマの解決策について意見交換する	・タイムスタディの留意点を事前に確認する ・就業規則の内容と実践内容が結びつくよう指導する  ・法人就業規則 ・社会福祉士の倫理綱領・行動規範
⑩	ソーシャルワーク実践に求められる以下の技術の実践的理解 ・アウトリーチ ・ネットワーキング ・コーディネート ・ネゴシエーション ・ファシリテーション ・プレゼンテーション ・ソーシャルアクション	(19) 以下の技術について目的、方法、留意点について説明することができる ・アウトリーチ ・ネットワーキング ・コーディネート ・ネゴシエーション ・ファシリテーション ・プレゼンテーション ・ソーシャルアクション	・用語の意義、目的、機能、方法について調べる	①法人立ち上げの背景から立ち上げに至る活動等について実習指導者より説明を受ける ②障害福祉分野におけるニーズを阻害する制度や現状を整理する		①過去事例や現制度から求められる社会変革や法人の取り組みについて整理し、実習記録に記す ②実習のまとめとして、実習指導者や職員に対して「法人の新たな取り組みの提案について」できる範囲でプレゼンテーションを行う		・法人HP
<p>※社会福祉協議会の基本実習プログラムは、公益社団法人日本社会福祉士会(2022)『社会福祉士実習指導者テキスト』中央法規のp.214-p.216に詳しく記載されています。また、ソーシャルワーク実習教育に含むべき事項(国通知)「①②⑥⑩」についても記載されています。</p> <p>※本学部では、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3年次に「ソーシャルワーク実習Ⅰ」として、5日間(1日7.5時間換算の場合、37.5時間)</li> <li>・4年次に「ソーシャルワーク実習Ⅱ」として、27日間(1日7.5時間換算の場合、202.5時間)の実習を配属します。</li> <li>・実習Ⅰでは「ソーシャルワーク実習教育に含むべき事項(国通知)」の①、②、⑥を中心に、実習Ⅱでは①～⑩の網羅的な取り組みを通して、包括的支援が実践できるソーシャルワーカーの育成を目指しています。</li> </ul>								